

保育士養成課程における キャリア教育・職業教育に関する考察

A Study of Career Education and Vocational Education
in Nursery Teacher Training Course

勝 井 陽 子

Yoko KATSUI

I はじめに

2014年日本の合計特殊出生率は1.42に至り、2005年の1.26ショックと呼ばれる合計特殊出生率の1.26から僅かに上昇したものの、婚姻の晩婚化とそれに伴う晩産化は進行しており、また夫婦が理想とする子どもの数より実際に持つつもりの子どもの数が下回っている状況である。人口減少・少子化といった社会が依然進行している中、国は多様な施策を展開している。その中の厚生労働省の施策の一つに、保育量の拡大とそれに伴う保育士の確保を挙げている。

また、人材の養成、キャリア教育という観点からは、文部科学省からの依頼により、2010年7月日本学術会議から「大学と職業との接続の在り方について」の提言が出された¹⁾。提言では「若者が学校から職業に移行する際に大きな困難が伴うようになった現状を直視した上で、若者に対する支援策を抜本的に再構築しなければならない」と指摘し、社会的状況や提言を踏まえ2011年1月に中央教育審議会は「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」の答申を示した²⁾。

このような中で、短期大学での保育士養成は、保育士として活躍が期待される人材の養成が直接的に社会的な課題解決に資する側面と、学生その人が「より幸福な人生を送っていくことができるようとするためのもの」(2011年1月中央教育審議会)³⁾という教育・学習の本旨を享受しうる役割を果たすべく、複合的な視点を保持しつつ展開されることが期待されていると言える。

本稿では、両分野の現状を踏まえつつ、保育士養成課程での科目を展開する中でのキャリア教育・職業教育についての視点は、その後の人生におけるキャリアデザインにも大きな影響を与えると考え、短期大学における保育士養成課程での必修科目を展開する中でのキャリア教育・職業教育についての視点についての検討を行った。

II 研究の社会的背景

日本は少子化対策、子育て支援の施策として、2012年には子ども・子育て支援新制度（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度）を成立させ、追って2013年5月に示された待機児童解消加速化プランでは、2017年度末までに待機児童解消に向けて40万人分の保育所整備や保育士確保が計画された⁴⁾。その内容は保育所緊急整備、賃貸物件による保育所整備事業、小規模保育設置促進事業、幼稚園長時間預かり保育改修事業、家庭的保育改修等事業、民有地マッチング事業、国有地公有地の活用、職員用宿舎借り上げ、保育体制強化事業、保育士等待遇改善臨時特例事業、小規模保育運営支援事業、グループ型小規模保育事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、利用者支援事業、その他認可を目指す認可外保育施設への支援等、ソフトからハードに亘る施策を展開し、2014年9月の厚生労働省の発表によると2013・2014年度の保育拡大量の実績は191,233人分となっている⁵⁾。

また、2013年10月の厚生労働省「保育を支える保育士の確保に向けた総合的取組」⁶⁾では、人材育成、就業継続、再就職、職場の環境改善といった人材確保や、人材確保を支える取組、ハローワーク等と連携した保育士マッチングプロジェクトなどの実施により保育士確保に向けた取り組みが展開されているが、2017年度末には保育の拡大により保育士が7.4万人不足することが見込まれている状況であり、保育士の養成は社会的要請を強く受けている状況であるといえる。

III 高等教育におけるキャリア教育・職業教育の背景

このような社会的背景の中、2012年の中央教育審議会大学分科会大学教育部会での「予測困難な時代において生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ（審議まとめ）」⁷⁾は「大学での学修が次代を生き抜く基盤となるかどうかは切実な問題」とする中で、高等教育政策の中で教育の質の向上は中心的な位置づけにある課題だと考えている。

2006年の教育基本法の改正では、教育の目標の中において第2条第2項「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自立の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。」として掲げられた。これを受けて、2008年の第1期教育振興基本計画においては、施策として大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等における専門的職業人や実践的・創造的技術者の養成の推進を掲げ「大学・短期大学における社会的要請の高い課題に対応する教育の取組を支援する。あわせて、専修学校等について、社会の変化に即応した実践的な職業教育及び専門的な技術教育を行う機能が発揮されるための取組を促す」⁸⁾として職業教育の振興を掲げており、続いて2013年の第2期教育振興基

本計画においても、基本施策として「キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化」を掲げ、成果目標として社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等を挙げ、「社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、労働市場の流動化や知識・技能の高度化に対応し、実践的で専門性の高い知識・技能を、生涯を通じて身に付けられるようとする。このため、キャリア教育の充実や、インターンシップの実施状況の改善、就職ミスマッチの改善に向けた教育・雇用の連携方策の強化を図る。」としており、学校教育に於いては、キャリア教育・職業に関する教育を重要な課題として捉えられている⁹⁾。

文部科学省からの依頼を受けた日本学術会議は、2010年7月「大学と職業との接続の在り方について」の提言を示し、提言では「若者が学校から職業に移行する際に大きな困難が伴うようになった現状を直視した上で、若者に対する支援策を抜本的に再構築しなければならない」と指摘した¹⁰⁾。

これらを受けて、2011年1月の中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」の答申を示し、この答申において、現在の若者は非常に困難な状況にあるとしている¹¹⁾。15歳から24歳までの完全失業率は約9.1%（2009年）であり、同年齢層の非正規雇用率は約31.5%（2010年）であり、ニートと呼ばれる15歳から34歳の若年無業者は約63万人（2009年）、新規学卒者の3年以内の離職割合が短期大学卒業者で約41%（2007年）という状況にあり、「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていないと指摘する。更に、「コミュニケーション能力など職業人としての基本的な能力の低下」「職業意識・職業観の未熟」「進路意識や目的意識が希薄なまま進学する者の増加」など「社会的・職業的自立」に対する多様な課題を抱えていると指摘し「若者の社会的・職業的自立」と「学校から社会・職業への移行」についての問題意識を示している。そして、この問題はただ単に個人の要因や育ちに責任があるのではなく、社会的に対応する必要があると考えられており、その中でも、学校教育は重要な役割を担うものであり、キャリア教育・職業教育を一層充実させる必要があるとしている。このように一連の流れの中でキャリア教育・職業教育は、高等教育の中においても積極的に推進されるべき課題であることが認識されている状況にあるといえる。

IV 中央教育審議会（2011）答申におけるキャリア教育・職業教育

2011年1月の中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（以下、中央教育審議会答申（2011））の答申において、キャリア教育・職業教育を一層充実させる必要があると示されたことは前述のとおりであるが、ここではキャリア教育・職業教育がこの中央教育審議会答申（2011）において、如何に規定されているのかについて確認する。

中央教育審議会答申（2011）において、キャリア教育とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と定義される¹²⁾。キャリア教育については、「特定の活動や指導方法に限定されるものではなく、

様々な教育活動を通して実践されるものであり、一人一人の発達や社会人・職業人としての自立を促す視点から、学校教育を構成していくための理念と方向性を示すもの」と考えられている。キャリアとは、職業人や家庭人、地域社会の一員として多様な「役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね」であるとし、これを自分らしい生き方と捉えている。自分の役割を果たす中で、すなわち働くこと等を通して自分らしい生き方を実現する過程をキャリア発達であるとしており、自分らしい生き方は、自然に会得するものではないため学校教育においては、「社会人・職業人として自立していくために必要な基盤となる能力や態度を育成することを通じて、一人一人の発達を促していくことが必要」だとしている。

また、職業教育については、「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」と定義している。また、職業教育においては、「特定の専門的な知識・技能の育成とともに、多様な職業に対応し得る、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度の育成も重要」としつつ、これら専門的な知識・技能の育成については、学校教育の中のみで完成するのではないため、生涯学習の観点も含んだ教育を考えられなければならないとしている。また、職業教育における専門的な知識・技能や社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度の育成については、実際の職業に関する教育を通して育成することが有効であると考えられている。

若者が学校から社会へ、そして職業へ円滑に移行し、社会的・職業的に自立することを目指すキャリア教育・職業教育であるが、円滑な移行を目指すうえで必要とされる能力は人が生まれ持つて保持している能力ではなく、学校教育すなわち義務教育から高等教育において育むことが可能な能力であると考えられている。円滑な移行を目指すうえで必要とされる能力として、基礎的基本的な知識・技能に加え、論理的思考力、創造力、意欲・態度、勤労観・職業観等の価値観、基礎的汎用的能力としてキャリアプランニング能力、課題対応能力、自己理解・自己管理能力、人間関係形成・社会形成能力、そして一定の専門的な知識・技能が挙げられ、これらの能力により、知識基盤社会のこの時代に若者が学校から社会へ、そして職業へ円滑に移行し、社会的・職業的に自立することが可能となると考えられている（図. 1）。

本稿では短期大学を中心に論考を行うが、高等教育におけるキャリア教育・職業教育については、高等教育機関への進学率の高さから考えてみても、学校から社会へ、そして職業へ円滑に移行することが大きな課題となっている社会人となる直前の教育段階であり、その移行について果たす役割は大きいと言える。高等教育におけるキャリア教育については「教育課程上の工夫や有機的な連携体制の確保等、多様な取組を推進」していくことが求められており、職業教育については「重点を置く機能や養成する人材像・能力を明確化し、職業教育の充実を図ること」、「職業意識・能力の形成を目的としたインターンシップや課題対応型学習等、実践的な教育」や生涯学習のニーズに応じることを求めている¹³⁾。

「社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力」の要素

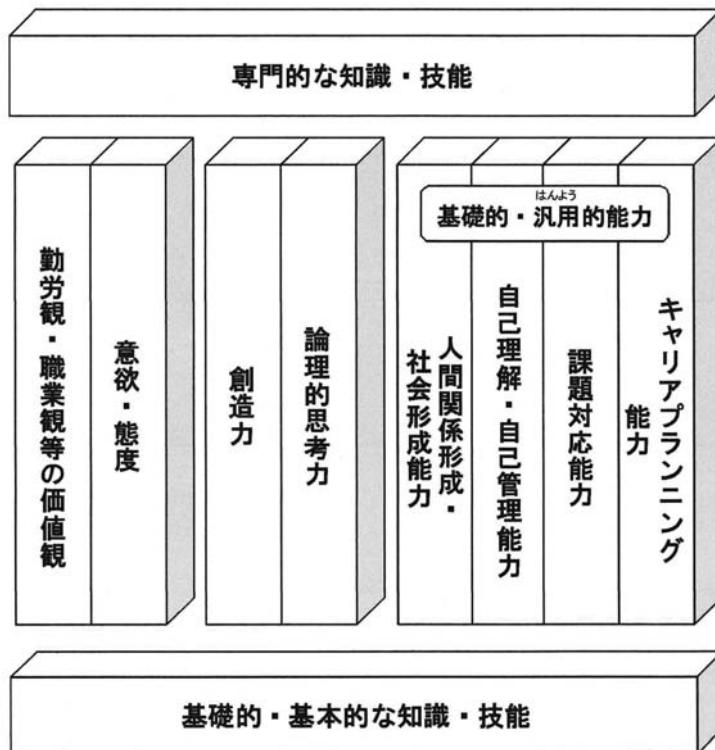


図. 1 出所：「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」
中央教育審議会2011年1月31日

V 短期大学の保育士養成課程におけるキャリア教育・職業教育

現在、保育士養成については、大学・短期大学・専門学校等にて主として実施されているといえるが、中央教育審議会大学分科会大学教育部会短期大学ワーキンググループ（2014）による「短期大学の今後の在り方について（審議まとめ）」¹⁴⁾の中では、短期大学卒業生が保育士や幼稚園教諭に占める割合が多いことが既に指摘されている。

また、同審議まとめでは、短期大学における保育士の養成や幼稚園教諭の養成において、その機能の維持と向上を目指すことが明示され、「当該分野における学問の社会的意義の理解や課題対応型学習等を通じて、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度の育成を図ることが重要である」と指摘されている。

日本学術会議によって2010年7月に提出された「大学と職業との接続の在り方について」の提言には「長年の学校教育を通じて職業選択の問題を先送りし続けた結果、大学3年生の夏季休暇になって初めて進路選択の問題に直面し、しかし最後まで「仕事」の内容について明確なイメージを持つことができないまま、目を閉じて深淵を飛び越えるが如くに特定の「会社」に就職するというのは、極めてリスクの大きなやり方である。緩やかではあれ、大学の専門教育と職業上の専門性との一定の対応関係が存在していてこそ、多少なりとも具体的な「仕事」とそれに携わる自分の姿をイメージすることが可能になるのであり、そのことは、学校から職業

への円滑な「移行」に大いに資するものであると考える。」と、職業モデルを自己の中に形成しないままの就職に関するリスクの大きさを指摘しており、職業選択の課題に対峙し、自己の職業観を形成するキャリア教育・職業教育の重要性が指摘されている¹⁵⁾。

保育士養成課程にすすむ短期大学の学生においては、保育系への進学とともに、保育に携わる職に就くことを希望する者は非常に多く、進路の選択と同時に職業の選択をおこなっていることが明らかとなっている。(例えば吉村・片岡・吉村2007¹⁶⁾、国眼2002¹⁷⁾) しかし、その卒業後の職場への定着に関しては、厚生労働省2013年10月「保育を支える保育士の確保に向けた総合的取組」¹⁸⁾ や小川(2013)¹⁹⁾ にもあるように早期離職が非常に多くあることも知られている。

また、保育士養成課程を有する短期大学では幼稚園教諭免許状を同時に取得することが多く、保育教諭の登場により同時保有は現状では当然の流れとなり、両方の免許を保有することで、そのカリキュラムが過密になることは知られている。(例えば田中・仲野²⁰⁾)

このような状況の中でキャリアデザイン科目の実施(例えば杉浦・安部²¹⁾) やキャリアガイダンス等、様々なキャリア教育・職業教育が実施されるということであるが、保育者をめざす女子短期大学生に対し、将来のライフコース希望やジェンダー意識について調査を行った向田(2015)は、「保育者養成校としても、保育現場への就職だけを目的とするのではなく、学生が一人の人間として長い人生をどう生きていくのか、将来何が起きる可能性があり、それにどう対応していったらよいのかを見据えたキャリア教育を実施していく必要がある」としている²²⁾。しかし、保育現場を学生はどう理解し、その職業観をもつ機会を得ているのであろうか。

VI 保育者としての職業を知る機会

これまでの論考の中で、職業モデルを自己の中に形成しないまま就職することに関するリスクの大きさが指摘されており、職業選択の課題に対峙し、自己の職業観を形成するキャリア教育・職業教育の重要性は様々な場面で述べられてきたと言える。また若林・鹿内・後藤(1982)らは、職業経歴(career)の発達過程は一連の移行過程の連続であり、慣れ親しんだ心理的環境を離れ、部分的に未知の新しい環境に移動し、新しい態度や行動パターンの習得をつうじ適応していくことが移行過程とする²³⁾。

短期大学の保育士養成課程における学生(以下、学生)においては、現在そのほとんどが保育所もしくは幼稚園といった就学前の保育の場に在籍した経験を持つ。保育者の具体的な行為、労働環境、社会的環境等、その職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を身につけているわけでなくとも保育者という職業観を形成するための要素はすでに経験しているという特徴を持つ。よって、保育所等において社会人・職業人として働く自己イメージの形成が可能であり、そのため学生の多くが短期大学に進学前に就職の選択を完了しているという言える。若林らのいう未知の新しい環境という部分においても、就職する組織は初めての環境であっても、そこでの保育者としての行動様式、職業としての知識が既知であるということは未知の環境に対する不安を緩和させることができると見える。しかし、同じ保育士という

職業を選択するにあたって、保育士として働くことのできる職場は保育所以外にも存在する。

保育士として働くことのできる職場は、乳児院、児童厚生施設、母子生活支援施設（保育士資格保有者の母子支援員として）、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設（保育士資格保有者の児童生活支援員として）が挙げられる。これらの児童福祉施設は、各施設種別によりその社会的機能は異なり、その利用対象となる児童や利用者、その社会的背景・社会的要因や個人の要因、支援ニーズは千差万別であり、各施設についてのこれらの知識は、まさに特定の専門的な基礎的知識に該当する。そして、ほとんどの学生にとっても、これらの職場について出会い・知る機会は、保育士養成課程に進学しその課程にて学ぶ中で初めて出会える職場となっている。

これらの施設における支援は、児童厚生施設と福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センターを除く全ての施設が第1種社会福祉施設であり、この意味するところは施設の運営・支援が対象者（児童や利用者）に与える影響が非常に大きいというところにある。また、その設置数が限定されているため、その存在や社会的役割が普遍的に理解されているとは言えない状況にあるため、学生が保育士養成課程に進学しその課程にて学ぶ中で初めて出会える職場となっていることが挙げられる。また、これらの職場について学ぶ保育士養成課程の中での必修科目として、カリキュラムの詳細は別稿に譲るが社会福祉、児童家庭福祉、社会的養護、社会的養護内容、障害児保育、保育実習、保育実習指導といった科目が考えられる。

VII 職業教育の学生ニーズについて

保育士養成課程にすすむ短期大学の学生においては、保育系への進学とともに、保育に携わる職に就くことを希望する者は非常に多く、進路の選択と同時に職業の選択をおこなっていることが明らかとなっていることは、前項で述べたとおりであり、また、「緩やかではあれ、大学の専門教育と職業上の専門性との一定の対応関係が存在していてこそ、多少なりとも具体的な『仕事』とそれに携わる自分の姿をイメージすることが可能になるのであり、そのことは、学校から職業への円滑な『移行』に大いに資するものであると考える」と、日本学術会議（2010）²⁴⁾によって指摘された点について、保育士養成課程において、その職業教育についてどのようなニーズを持つのか調査をおこなった。

調査概要

1 調査対象者

A 短期大学保育士養成課程（保育士資格・幼稚園教諭2種免許状取得が可能となる課程）に属する学生

2 調査時期と調査方法

2014年4月短期大学入学後、無記名の質問紙調査を実施（n=127）回収率98%

3 質問内容

希望する就職先、職業に関する理解とその理由、今後の職業教育に関する希望について質問をおこなった。（複数回答可）

4 結果

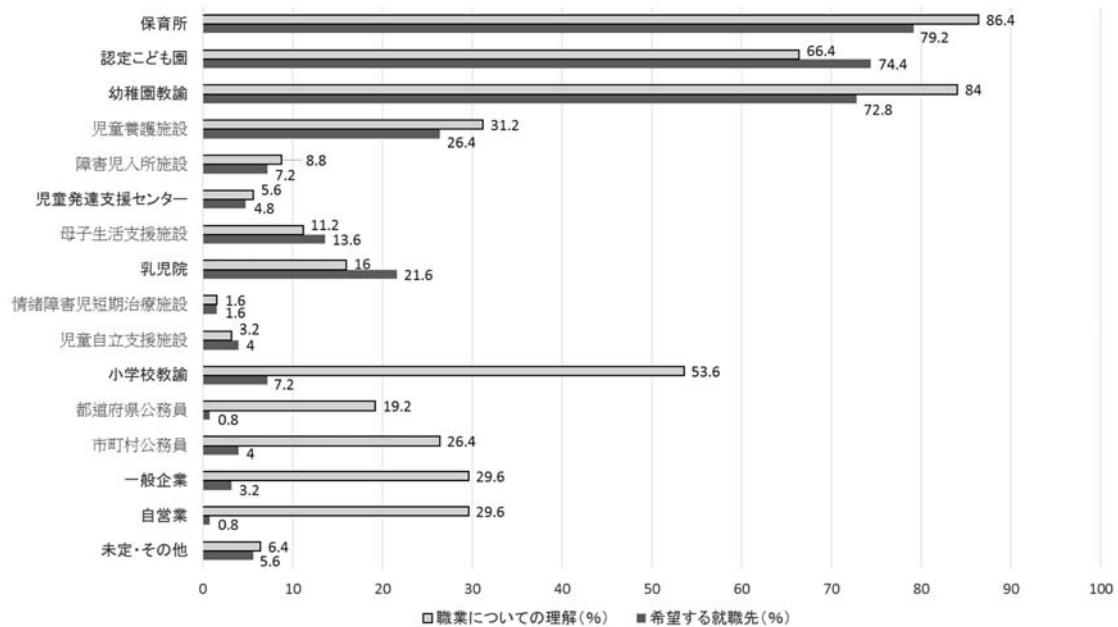


図2

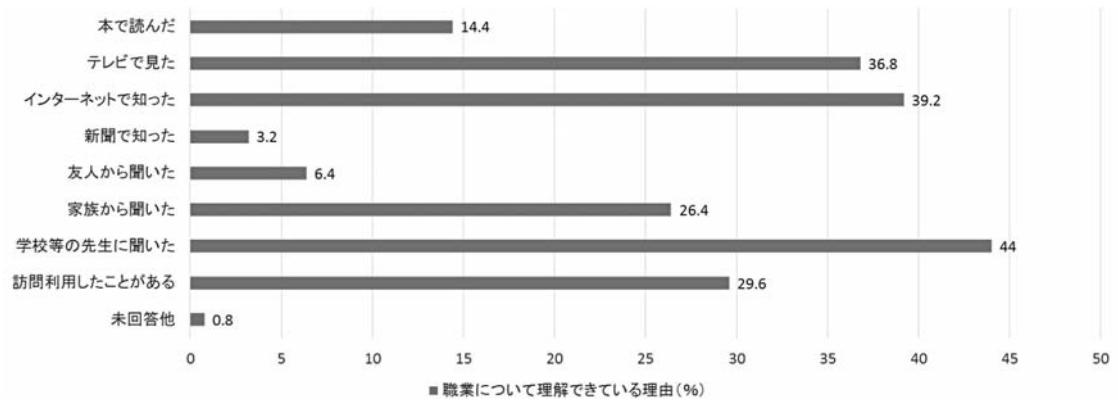


図3

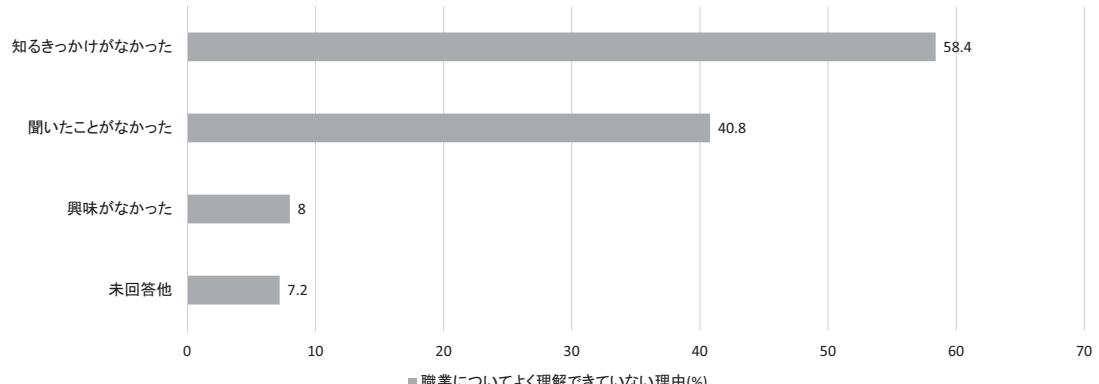


図4

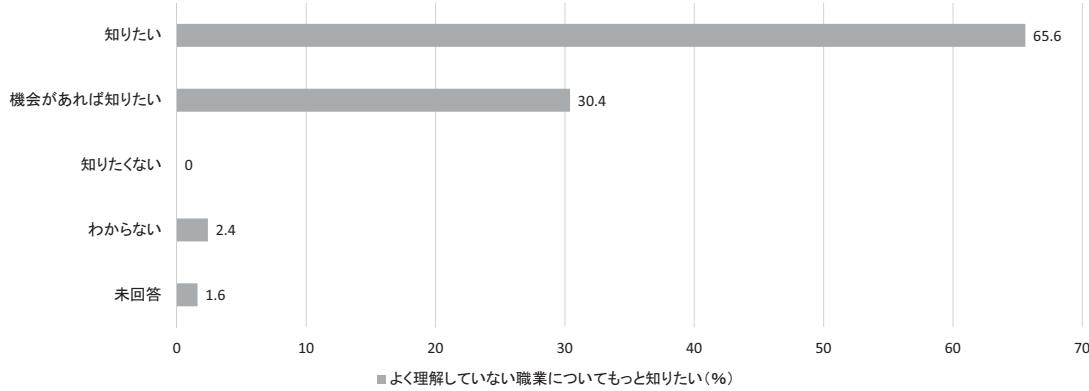


図5

結果において、図2では「保育士等が勤務する職場・職業について理解できていますか」という問い合わせに対し、保育所・認定こども園・幼稚園・小学校については、多くの学生が理解していると言える。また、乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設については、児童養護施設が31.2%の学生が理解できていると答えたが、それ以外の施設については、ほぼ理解できていない傾向にあると言える。また、乳児院については、理解できていないが就職を希望する学生がそれを上回る結果となっている。図3について、よく理解できている職業は保育所・認定こども園、幼稚園、小学校であったが、職業について理解できている理由としては、学校等の先生に聞いた、インターネットで知った、テレビで見たが多くを占めている。図4について、よく理解できていない職業は図2から乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の該当が考えられるが、これらの職業についてよく理解できていない理由として、知るきっかけがなかった58.4%，聞いたことがなかった40.8%という結果となっている。また、これらの「よく理解していない職業についてもっと知りたいですか」という問い合わせに対し、知りたい65.6%，機会があれば知りたい30.4%という結果となった。図5の項目に対する回答は結果的に全ての回答者が一つの回答を選択していたため、「よく理解していない職業についてもっと知りたいですか」という問い合わせに対し、知りたい又は機会があれば知りたい学生が96%であった。

VIII 考察

保育士養成課程におけるキャリア教育・職業教育に関して、そのおかれている社会的背景、高等教育として求められているキャリア教育・職業教育、短期大学における保育士養成課程において、どのような関係性にあるのか検討を重ねてきた。これまでの研究で示されてきた、短期大学の学生の職業選択は、進学時すでに決定されていることの一端も調査の結果明らかとなつた。また、それと同時に同じ保育士という職業でありながら、一方でほぼ職場（保育所等）として理解できているものと、もう一方で未知の専門もそれぞれ異なる職場（児童福祉施設等）に高等教育の場で出会っているということも明らかになった。その「未知」を、保育士養成課

程における社会福祉、児童家庭福祉、社会的養護、社会的養護内容、障害児保育、保育実習、保育実習指導といった必修科目が基本的には担保することになる。このことが意味するところは、「特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」に向かうにあたり、学生に対しては極めて基本的な知識・技能・態度から育成することの視点を持つ必要があると言える。これら極めて基本的な知識から、ひいては現実世界を丁寧に学ぶ中で職業観を形成するための要素を吸収し、未知の職場において社会人・職業人として働く自己イメージの形成が可能となるといえる。そういった意味において、これら必修科目的短期大学における職業教育に果たす役割は非常に大きいと言える。そして、同時にこの「未知」に対峙した学生の中に、知りたい、学びたいという、極めて積極的な主体性が存在することは、将来の職業、キャリア形成に向かう意欲、主体性と理解できる。また、福祉専門職としての保育士の価値・知識・技能の実際を、保育実習をとおして児童家庭福祉実践の場で経験し学ぶことは、更なる確固とした社会人・職業人として働く自己イメージの形成に資することでありキャリア教育としても大きな可能性を包含しているといえる。また、短期大学保育士養成課程の専門必修科目の展開においても、キャリア教育・職業教育の視点を視野に入れ展開される必要があるといえる。

IX まとめ

保育士養成課程におけるキャリア教育・職業教育に関して、そのおかれている社会的背景、高等教育として求められているキャリア教育・職業教育、短期大学における保育士養成課程において検討を重ねてきたが、それらは極めて関係性が深い事が示唆された。今後は、更に詳細にこれらの関係性に関する研究が深められることにより、多くの学生の生涯にわたるキャリア形成とキャリア観に資すると考えられる。

参考文献

- 1) 日本学術会議2010『大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議について』「第三部大学と職業との接続の在り方について」(2010年7月22日)
- 2) 中央教育審議会2011「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」(2011年1月31日)
- 3) 中央教育審議会2011「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」(2011年1月31日)
- 4) 厚生労働省2013「待機児童解消加速化プラン」(2013年5月9日)
- 5) 厚生労働省2014『「待機児童解消加速化プラン」集計結果を公表～約19.1万人の保育の受け皿拡大を予定～』(2014年9月12日 Press Release 厚生労働省雇用均等・児童家庭局)
- 6) 厚生労働省2013「保育を支える保育士の確保に向けた総合的取組」(2013年10月16日厚生労働省雇用均等・児童家庭局、職業安定局)

- 7) 中央教育審議会大学分科会大学教育部会2012「予測困難な時代において生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ（審議まとめ）」（2012年3月26日）
- 8) 教育振興基本計画2008（2008年7月1日）
- 9) 教育振興基本計画2013（2013年6月14日閣議決定）
- 10) 日本学術会議2010『大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議について』「第三部 大学と職業との接続の在り方について」（2010年7月22日）
- 11) 中央教育審議会2011「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（2011年1月31日）
- 12) 中央教育審議会2011「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（2011年1月31日）
- 13) 中央教育審議会2011「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（2011年1月31日）
- 14) 中央教育審議会大学分科会大学教育部会短期大学ワーキンググループ2014「短期大学の今後の在り方について（審議まとめ）」（2014年8月6日）
- 15) 日本学術会議2010『大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議について』「第三部 大学と職業との接続の在り方について」（2010年7月22日）
- 16) 吉村英・片岡基明・吉村啓子2007「保育者の資質に対する女子学生の意識－幼稚園教諭資質と保育士資質の比較」『京都女子大学発達教育学部紀要3』
- 17) 国眼眞理子2002「女性らしさと自分らしさの間で－青年期」岡本祐子・松下美和子編『新女性のためのライフサイクル心理学』福村出版81-100
- 18) 厚生労働省2013「保育を支える保育士の確保に向けた総合的取組」（2013年10月16日厚生労働省雇用均等・児童家庭局、職業安定局）
- 19) 小川千晴2013「幼稚園・児童福祉施設における早期離職－動向調査と卒業生の現状を通して－」『聖隸クリストファー大学社会福祉学部紀要No.11』
- 20) 田中まさ子・仲野悦子2009「保育者となる学生のキャリア移行に関する一考察～学生時代の振り返りと保育職へのコミットメント～」『岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要 41』47-59
- 21) 杉浦礼子・安部耕作2015「日本におけるキャリアデザインの変遷」『高田短期大学紀要33号』67-78
- 22) 向田久美子2015「保育者養成校におけるキャリア教育－男女共同参画の視点から－」『駒沢女子短期大学研究紀要第48号』
- 23) 若林満・鹿内啓子・後藤宗理1982「キャリア発達と職業自己像－女性専門職の場合－」『名古屋大學教育學部紀要教育心理学科29』137-155
- 24) 日本学術会議2010『大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議について』「第三部 大学と職業との接続の在り方について」（2010年7月22日）